

あぷろうち

～ approach ～



日本労働組合総連合会
群馬県連合会（連合群馬）

発行人 阿部 和彦
編集人 金子 裕昭

〒379-2166
群馬県前橋市野中町361番地2
(群馬県勤労福祉センター2F)
TEL 027-263-0555
FAX 027-261-0549
Eメール info@gunma.jtuc-rengo.jp
URL http://www.rengo-gunma.gr.jp/

2012年4月号
No.204

メンタルヘルスセミナーを開催

職場におけるメンタルヘルス対策に取り組もう！



4月21日、群馬県勤労福祉センターにおいて、メンタルヘルスセミナーを開催し、産別・地協から約150人が参加しました。



富澤副会長

はじめに富澤副会長より、「メンタル疾患者が多くなっており、連合群馬『ライフサポートぐんま』に寄せられる相談件数も増加傾向にあります。セミナーでは、労働組合役員として、職場の対応策などについて学習していただきたい」とあいさつがありました。

第1部講演では「ライフサポートぐんまの活動と相談事例の紹介・相談事例を基にした対応方法」と題し、開設当初から携わっていただいている、カウンセラーの大川さんよりライフサポートぐんまの概要や実績について説明がありました。

大川さんは、「相談者は30代～40代の働き盛りからの相談が多く、仕事上のストレスや将来の不安、なかなか就職が出来ないなどの理由でメンタルになってしまう。また、1回の相談では終わらず、リピーターが増加していることも課題である」と大川カウンセラー話し、事例紹介では、業務量が多くなり精神的にうつ状態になってしまい、会社を退職してしまった方の悩みや辛い状況に対して、相談対応をした事で相談者が前向きになり再就職が出来たことについて説明されました。

続いて、群馬大学大学院の椎原教授より「職域メンタルヘルスケア・システムのあり方」について、講演が行われました。

椎原教授は、「個々の会社でメンタルヘルスケアについて実現していくためには、システムや具体的なルールを作り、安全衛生委員会などで提案することが、労働組合としての存在意義が発揮されるのではないかと話し、具体的な内容について、「部下に対しメンタルヘルスケアは安全配慮義務になる。法的には明文化されていないが、判例に基づく概念であり、事業主の従業員への配慮、職場の上司から部下への配慮が必要であり、組合役員として企業における安全配慮義務がなされているかチェックする事が望ましい。また、メンタルヘルス窓口（推進担当者）を設置することで、企業におけるメンタルヘルス対策の強化に繋がる」との説明がなされました。

メンタルヘルス対策は大企業が中心で、中小企業では、産業医がおらず対応もはかれていないことなどが見受けられます。集合研修の代わりに、時間と場所を選ばず手軽にインターネット接続によって受講できる、「eラーニング研修」について説明があり、職場でのメンタルヘルス対策について、参加者全体で共有しました。

eラーニング受講ページ <http://www.net-jp.jp/gunma/>



真剣な眼差しで講演を聞く参加者